

最大100万円の開業資金を補助します

加賀市まちなか店舗立地支援事業

賑わいと交流のある商店街づくりを支援するため、商業店舗の新規開店を行う場合、費用の一部を助成します。

【補助対象区域】

次の市内6地区の小学校通学区域内であって、複数の商業店舗が近接して立地する街路沿い。

- | | |
|---------|---------------|
| (1) 大聖寺 | 錦城小学校及び錦城東小学校 |
| (2) 山代 | 山代小学校 |
| (3) 片山津 | 片山津小学校 |
| (4) 動橋 | 動橋小学校 |
| (5) 山中 | 山中小学校 |
| (6) 橋立 | 橋立小学校 |

【補助対象者】

新たに建設し、若しくは空き店舗を活用して、次に掲げる業種を営む商業店舗を開店（以下「新規開店」という。）して営業を行おうとする中小企業者。

- ① 小売業 ② 飲食サービス業 ③ 生活関連サービス業 ④ 娯楽業

【補助対象経費】

新規開店に係る内外装工事費（付帯設備を含む）、備品費及び広告宣伝費。

【補助金の額】

補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を限度とします。

※有識者等で構成される審査会による書類及び面接審査の上、選考します。

【応募受付期間】

平成30年5月7日（月）～平成30年6月18日（月）

【注意点】

採択後、補助金交付決定日（平成30年7月中旬頃）以降の事業（契約から費用支払いまで）が対象となります。補助金交付決定日以前に着手済みの事業（すでに工事を開始している等）は対象となりません。また、平成31年3月31日までに開業することが条件です。

【審査の主なポイント】

※ 移住者、若者、女性は加点措置を行います。

(1) 計画全般

計画の具体性・実現可能性、収支計画の妥当性など

(2) 個別項目

事業者の履歴、商品・販売戦略、店舗外観及び内装の魅力、地域貢献性など

* 問い合わせ先

加賀市経済環境部商工振興課

電話：0761-72-7940

f a x：0761-72-7991